

国地契第23号
平成18年5月29日

各地方整備局総務部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」の一部改正について

「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）の記第1の6.において、低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3ヵ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととされたことを受けて、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について」（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）の一部を下記のように改正し、平成18年6月1日から適用することとしたので、通知する。

記

記6中第1号を第2号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げ、第1号として次の1号を加える。

- 一 低入札価格調査を行った地方整備局発注工事における過失による粗雑工事（第2号）
低入札価格調査を行った工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヵ月となるように運用すること。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（平成3年5月18日付け建設省厚発第172号）新旧対照表

【下線部分は改正部分】

改 正 後	改 正 前
<p>6 別表第1関係</p> <p>二 <u>低入札価格調査を行った地方整備局発注工事における過失による粗雑工事（第2号）</u> <u>低入札価格調査を行った工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヵ月となるように運用すること。</u></p> <p>二～五</p>	<p>6 別表第1関係</p> <p>二～四</p>